

令和8年度子ども食堂応援事業業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、子ども食堂応援事業業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定める。

2 業務委託に係る仕様

別紙「令和8年度子ども食堂応援事業業務委託仕様書」のとおりとする。

3 応募手続等

(1) 提出書類・部数

- ア 応募申請書（様式第1号） 6部
- イ 実施計画書（様式第2号） 6部
- ウ 経費積算書（様式第3号） 6部
- エ 応募資格誓約書（様式第4号） 6部
- オ 事業実績書（様式第5号） 6部
- カ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 1部
- キ 定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの 1部
- ク 直近1事業年度の事業報告書、決算書 1部

(2) 提出期限

令和8年3月13日（金）午後5時まで

(3) 提出先

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課 青少年・母子福祉グループ
〒310-8555 水戸市笠原町978番6
電話：029-301-2183 / FAX：029-301-2189

(4) 提出方法

持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の簡易書留郵便に限る。

持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日を除く平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(5) 留意事項

- ア 企画提案は、1法人につき1件とする。
- イ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ウ 提出された書類の内容は、変更することができない。
- エ 提出された書類等は返却しない。
- オ 応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出する。
- カ 提案のための費用は、提案者の負担とする。
- キ 採択された企画提案書の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、茨城県に帰属する。

4 質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書を提出すること。

(1) 提出期限

令和8年3月6日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

次の電子メールのアドレス又はFAX番号により、茨城県福祉部子ども政策局
青少年家庭課 青少年・母子福祉グループあて提出すること。

E-mail : seishonen@pref. ibaraki. lg. jp

FAX : 029-301-2189

(3) 提出書類

質問書（様式第6号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メール又はFAXにより回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については回答しない。

5 受託候補者選定後の手続

(1) 茨城県と受託候補者は、提出書類を基に具体的な協議を行い、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）等の関係法令の規定に基づき、委託契約を締結するものとする。

(2) 茨城県は、協議等の後、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、随意契約による契約の手続きを行う。

茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は、次点の提案業者と交渉を行うこととする。

契約書の作成の際に必要な経費は全て事業者の負担とする。

6 その他留意事項

(1) 事業の成果は茨城県に帰属する。

(2) 受託者は、個人情報取り扱いには厳重に注意し、漏えい、滅失等がないようその管理を徹底しなければならない。

(3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務委託が完了した後も同様とする。

(4) なお、当該プロポーザルの結果に基づき生じた権利義務は、令和8年度当初予算が否決された場合には効力を失うものとする。